

歴代会長

- 初代 会田 惣七（昭和28年5月16日～同40年10月1日）
- 2代 鈴木 国香（昭和40年10月15日～同43年6月20日）
- 3代 安田利兵衛（昭和43年6月20日～同51年6月19日）
- 4代 市川 十郎（昭和51年6月20日～同56年6月20日）
- 5代 由木 義紹（昭和56年6月22日～同63年5月31日）
- 6代 江連 俊則（昭和63年5月31日～平成13年10月17日）
- 7代 村田 知之（平成13年11月1日～同16年5月24日）
- 8代 矢澤 博（平成16年6月1日～同19年3月31日）
- 9代 染谷 高義（平成19年4月1日～同23年11月2日）
- 10代 遠藤 隆雄（平成23年11月14日～令和4年5月31日）
- 11代 安齋 彰（令和4年5月31日～令和6年5月31日）
- 12代 山喜 光明（令和6年6月1日～現在）

沿革

1 保護司前史

現在の保護司制度は、旧少年法における嘱託少年保護司と司法保護事業法における司法保護委員を前身としている。

（嘱託少年保護司）

大正12年1月施行の少年法（旧少年法）の施行により14歳以上18歳未満の犯罪・ぐ犯少年に対して保護処分を行うための官庁として少年審判所が設置された。保護処分として9種類が定められたが、その一つに「少年保護司の観察に附する」制度が設けられ、これに当たる官吏である専任の少年保護司と民間の篤志家に事務を嘱託する嘱託少年保護司が置かれた。

しかしながら、国の財政的な理由から、当初、東京と大阪のみに少年審判所が設置され、その施行区域は3府2県に限られていたが、順次拡大され、埼玉県は昭和11年に東京少年審判所浦和支部が設けられ、嘱託少年保護司の設置を見るに至った。

第二次大戦後、昭和23年4月の行政改革により嘱託制度が廃止されたため、これまでの嘱託少年保護司は少年審判所調査員に改称され、続いて、昭和24年1月施行の新少年法により、少年審判所調査員は司法保護委員に統合された。

新少年法の施行により、これまで保護処分の決定機関と執行機関を兼ねていた少年審判所が廃止され、家庭裁判所が新設されたが、犯罪者予防更生法の施行が昭和24年7月1日となり、保護観察所の設置が遅れたため、設置されるまでの6か月間は、少年審判所が存置された。

（司法保護委員）

成人の釈放者保護については、少年保護と異なり、従来から民間団体の手で実施されてきた。昭和 14 年 9 月司法保護事業法が施行され仮出獄中の者、起訴猶予者、刑の執行終了者等に対し、收容保護、一時保護及び観察保護を行うこととされたが、観察保護は司法保護委員が行い、收容保護及び一時保護は司法保護団体が行うもので、国の責任において実施するというものではなかった。ただし、同時に施行された司法保護委員令等によって、それまで民間篤志家の団体に属するいわば私的存在であった全国 1 万 4 千人の司法保護委員が司法大臣の任命を受け、「観察保護」に当たる非常勤・無給の国家公務員となった。

2 保護司の誕生

昭和 24 年 7 月 1 日犯罪者予防更生法の施行により、更生保護制度が発足し、全国に少年保護観察所と成人保護観察が設置された。そのため、司法保護委員も少年と成人に分かれて保護観察所に所属することとなり、組織も少年、成人の別に設けられた。

次いで、昭和 25 年 5 月 25 日保護司法が施行され、司法保護委員を保護司に改称した。当時、所属の保護観察所に応じて少年保護司と成人保護司に分かれていたが、昭和 27 年 8 月 1 日の機構改革による少年・成人保護観察所の統合により、少年保護司と成人保護司の区別が廃止され、現在の保護司に一本化された。

3 埼玉県保護司会連合会の発足まで

昭和 25 年 5 月 25 日関係法令の改正に伴い、少年・成人双方に共通した保護区が設けられ、それまで、県下 8 市 47 町 2 6 7 村を 27 区に分けて運営していたものが 14 保護区に改められ、旧 27 区は分区として吸収されることとなった。保護司の定員は、少年保護司が 4 5 0 名、成人保護司が 5 0 0 名、合計 9 5 0 名であった。

保護司組織も、少年と成人の別に結成され、少年の県連合保護司会の初代会長には高橋八郎氏、成人の初代会長には会田惣七氏が就任した。昭和 27 年 8 月の機構改革により、少年・成人両保護司が一本化されたことに伴い、昭和 28 年 5 月 16 日両連合保護司会は「埼玉県連合保護司会」に統合、会田惣七氏が会長に就任した。

○保護司定員

昭和 32 年に 1, 000 名、平成 10 年には 25 保護区、保護司定員 1, 4 7 0 名。平成 15 年度に上尾・伊奈地区保護司会発足（大宮地区の一部の分離）、平成 19 年 11 月 8 日付けで 1, 6 4 4 名となり、それに併せて保護区ごとの定員が定められた。平成 23 年度に久喜地区と幸手地区が合併し久喜・幸手地区保護司会が発足した。埼玉県全体の定数は 1, 6 4 4 名のまま現在に至る。

○改正保護司法施行により法定組織化

平成 11 年 4 月 1 日「保護司法の一部を改正する法律」が施行された。昭和 25 年に保護司法が施行されて以来の大幅な改正で、改正の主な内容は次の 3 点である。

- (1) 地区及び県単位の保護司組織を法定化したこと。
- (2) 保護司会の計画に基づく活動を保護司の職務として明確にしたこと。
- (3) 地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力規定を新設したこと。

平成 11 年 4 月 1 日各地区保護司会及び埼玉県連合保護司会はそれぞれ会則を制定し、法定組織として発足した。同時に県組織の名称が全国統一され「埼玉県連合保護司会」は、「埼玉県保護司会連合会」に改称された。